

「手話通訳・要約筆記の派遣制度」について

聞こえない人と聞こえる人とのコミュニケーションを仲介します。

手話通訳 資格を持つ手話通訳者が、ろう者の手話を音声語に変えて聞こえる人に伝え、音声語を手話に変えてろう者に伝えます。

要約筆記 主に難聴者が活用する情報保障の手段で、資格を持つ要約筆記者が話の内容を要約して文字で伝えます。
「ノートテイク」「OHC」「パソコン要約」があります。

～手話通訳者・要約筆記者を派遣できるのはどんなところ？～

- 病院など、生命・健康の維持増進に関する場合
- 銀行など、財産・労働等権利義務に関する場合
- 学校、官公庁、ハローワーク、警察等公的機関との連絡調整に関する場合
- 講演会、社会参加を促進する学習活動等に関する場合
- 自治会会合、冠婚葬祭等地域生活・家庭生活に関する場合

※派遣できない場合があります。詳細問合せ・申込は障害福祉課へ



条例PR



条例解説

大津市役所YouTubeチャンネルに手話動画を配信しています。ページに掲載しているコードからアクセスして下さい。

（お問い合わせ先）

大津市障害福祉課

〒520-8575

滋賀県大津市御陵町3番1号

TEL 077-528-2726

FAX 077-524-0086

EX-ル otsu1408@city.otsu.lg.jp

2025年4月発行